

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の区域変更（2件）	（道路課） 1
○道路の供用開始	（ ） 1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課） 1
○土地改良区の定款変更の認可	（ ） 1
落札公告	
○落札者等の公告	（教育委員会 事務局教育 政策課） 2

告 示

高知県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 土佐山田野市
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西野字 ロノ丸44番4から 香南市野市町西野字 ハノ丸108番1まで	前	2.7 }	380
	後	4.3 }	380

高知県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 住次郎佐賀
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市大屋敷字フ ヂノウエ673番1か ら 四万十市大屋敷字フ チノセ675番3まで	前	4.3 }	196
	後	8.9 }	196

高知県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年5月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月30日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知南国
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市篠原字宮ノ林884番 4地先から 南国市篠原字荒神前1337番 1地先まで	434	令和5年5月30 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、稲生土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和5年5月30日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	松岡 正利	南国市稲生3090番地の2
〃	傍士 瑞穂	〃 〃 2449番地の1
〃	前田 汎章	〃 〃 1895番1地
〃	前田 守	〃 〃 200番地
〃	橋詰 昌明	〃 〃 275番地の5
〃	福重 明男	〃 〃 882番地
〃	戸梶 智之	〃 〃 2624番地1
〃	松岡 史江	〃 〃 2198番地
〃	井上 文夫	〃 〃 2027番地の4
〃	橋本 博之	〃 〃 572番地2
〃	井上 幹夫	〃 〃 522番地の6
〃	浜田 孝彦	〃 〃 744番地
〃	前田 康雄	〃 〃 638番地の2
〃	濱田兵志朗	〃 〃 1882番地
監事	松岡 清	〃 〃 2193番地
〃	中澤 清明	〃 〃 1931番地
〃	前田 学浩	〃 〃 606番地1
(就任)		
理事	前田 汎章	南国市稲生1895番1地
〃	橋詰 昌明	〃 〃 275番地の5
〃	前田 宣男	〃 〃 1901番地
〃	井上 博信	〃 〃 2058番地
〃	戸梶 智之	〃 〃 2624番地1
〃	傍士 長俊	〃 〃 2356番地の2
〃	松岡 茂雄	〃 〃 2092番地5
〃	濱田兵志朗	〃 〃 1882番地
〃	前田 守	〃 〃 200番地
〃	井上 幹夫	〃 〃 522番地の6
〃	橋本 博之	〃 〃 572番地2
〃	前田 康雄	〃 〃 638番地の2
〃	浜田 孝彦	〃 〃 744番地
〃	井上 靖久	〃 〃 1331番地1
監事	松岡 清	〃 〃 2193番地
〃	上村 博昭	〃 〃 1881番地の2
〃	前田 学浩	〃 〃 606番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、楠目土地改良区の定款の変更を令和5年5月1日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日

の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年5月30日

高知県知事 濱田 省司

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年5月30日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
校務支援ネットワークシステム構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
499,653,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第2号に該当するため